

## 森林整備に係る入札参加者登録要領

### (目的)

第1 この要領は、三重県が発注する森林整備の適正な執行を確保するため、入札参加者の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

### (森林整備の定義)

第2 この要領の対象とする森林整備とは、治山事業及び災害緩衝林整備事業（以下「治山事業等」という。）において実施する森林施業（地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、主伐、枝落とし等）、簡易施設（歩道、木柵工、木製土留工等）等の施工及び森林調査業務（周囲測量・標準地調査等）の実施をいう。

### (登録資格)

第3 森林整備に係る入札参加者登録を受けようとする者は、次に掲げる事項の全てを満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第163号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）第5条第3項により知事が認定した者、及び森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号）第1条の目的をもって組織された法人であること。

(3) 次の専門技術者を雇用している者であること。

ア 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（林業経営部門）（以下「林業技士（経営部門）」という。）

イ 森林組合法第101条第1項第16号の規定により三重県間伐等推進対策協議会が実施する研修会の規定に基づき所定の研修受講者で修了認定証の交付を受けた間伐技術指導員（以下「間伐技術指導員」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項の規定により知事が指定した林業労働力確保支援センターが実施する林業作業士育成研修受講者で林業作業士認定証の交付を受けた林業作業士（以下「林業作業士」という。）、又は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年5月24日農林水産省令第25号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録したフォレストワーカー、フォレストリーダー及びフォレストマネージャー（以下「FW等」という。）

- (4) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する「林業退職金共済制度」及び「中小企業退職金共済制度」のいずれかに加入している者であること。
- (5) 県税について、未納金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
- (6) 県内に主たる事業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について、未納金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
- (7) 法令等による処分を受けた場合は、その処分が終了又は改善された者であること。
- (8) 通年雇用の作業員が5人以上確保できる者であること。

（入札参加者登録の申請）

第4 入札参加者登録の申請をしようとする者は、毎年3月1日から3月15日までに農林水産部治山林道課へ、森林整備入札参加者登録申請書を提出する。ただし、締め切り日が休日である場合は、翌日をもって申請の期限とする。

（登録申請書用紙の交付）

第5 森林整備入札参加者登録申請書用紙は、農林水産部治山林道課において交付する。

郵便番号 514-8570 津市広明町 13 番地

電話番号 059-224-2575 治山林道課治山班

（登録申請書添付書類）

第6 森林整備入札参加者登録申請書を提出する者は、次に定める書類を添付すること。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（以下「改善計画」という。）の認定書の写し。
- (2) 林業技士（経営部門）を雇用していることを証する書類、及び林業技士（経営部門）の認定書の写し。
- (3) 間伐技術指導員を雇用していることを証する書類及び間伐技術指導員研修の修了認定証の写し、林業作業士を雇用していることを証する書類及び林業作業士認定証の写し、又はFW等を雇用していることを証する書類及びFW等に係る研修修了者名簿登録証の写し。ただし、申請日の前年度までに農林水産省が備える研修修了者名簿に記載され、登録番号及

び氏名が関係者の閲覧に供されているFW等については、研修修了者名簿登録証の写しの添付を省略することができる。

- (4) 作業員を雇用していることを証する書類、及び作業員の林業退職金共済又は中小企業退職金共済の加入状況のわかる書類(共済手帳の写し等)。
- (5) 申請に係る前1カ年における県税について、滞納及び未納のないことを証する納税証明書。
- (6) 消費税及び地方消費税について、滞納及び未納のないことを証する納税証明書。
- (7) 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては市町村長が発行する身分証明書及び印鑑証明書。ただし、三重県電子調達システム(物件等)利用者は、貸与された事業者登録番号を森林整備入札参加者登録申請書に記載することで、添付を省略することができる。

(経営事項審査の申請)

第7 入札参加者登録の申請をしようとする者及び入札参加者登録有効期間内の者は、毎年6月1日以降の格付け及び総合評点決定のため、毎年3月1日から4月15日までに農林水産部治山林道課へ、経営事項審査申請書を提出し、経営事項審査を受ける。ただし、締切日が休日である場合は、翌日をもって提出の期限とする。

(経営事項審査申請書の添付書類)

第8 経営事項審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付すること。

- (1) 直近年度の決算関係証明書類(法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の確定申告書の写し)。
- (2) 3月31日までに完了した過去3カ年分の三重県、市町又は近畿中国森林管理局が発注した三重県内の森林整備(第2に規定する森林施業に限る)の施工実績一覧表及び完成認定書等の写し。ただし、入札参加者登録有効期間内の者で、提出済みの内容に修正がない者は過去1カ年分の実績にかかるものとするすることができる。
- (3) 3月31日までに発生した過去3カ年分の休業4日以上労働災害事故発生状況一覧表。ただし、入札参加者登録有効期間内の者で、提出済みの内容に修正がない者は過去1カ年分に発生したものとすることができる。
- (4) 入札参加者登録有効期間内の者であつて、登録された年の6月1日から2カ年を経過していない者(以下「有効期間2年目までの者」という。)のうち、第3(2)及び(3)を証する書類(第6(1)から(3)ま

で)に変更があった場合(改善計画期間の変更、及び専門技術者の登録有効期限延長等)は、これを証する書類の写し。

(入札参加者登録名簿への登載)

第9 登録資格審査の結果適当と認められる者を森林整備入札参加者登録名簿に登載する。

また、経営事項審査において施工能力、技術力等により評定した経営事項審査評点に基づく森林整備(森林施業及び簡易施設等施工)入札参加者の格付け、並びに森林整備(森林調査業務実施)入札参加者の総合評点を、森林整備入札参加者登録名簿に付記する。

(申請者への通知)

第10 森林整備入札参加者登録名簿に登載したときは、申請者に森林整備(森林施業及び簡易施設等施工)の格付け及び森林整備(森林調査業務実施)の総合評点を通知するものとする。

(登録の有効期間及び変更内容等の報告義務)

第11 入札参加登録の有効期間は、当該登録をした年の6月1日から3カ年とする。(登録更新は行わない)

なお、有効期間内に「森林整備入札参加登録申請書」の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を報告すること。

(失格及び取り消し)

第12 入札参加登録申請書及び添付書類に虚偽等不正があった場合は、失格とし登録しないものとする。

また、登録期間中において信頼関係を損ねる行為があった場合、または国内法に違反するなど、入札参加者登録名簿の登載者として相応しくないと判断される場合は、登録を取り消すこともある。

なお、失格又は取り消しとなった者は信用が回復されるまで、また法令等による行政処分が改善されるまで、申請できないものとする。

附則

- 1 この要領は、平成13年7月1日から施行する
- 2 この要領は、平成16年6月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成19年3月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成21年2月10日から施行する。

- 5 この要領は、平成23年11月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成24年 4 月 2 日から施行する。
- 7 この要領は、平成29年 1 月 1 日から施行する。
- 8 この要領は、平成30年 2 月 7 日から施行する。
- 9 この要領は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。
- 10 この要領は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する。

受付番号

## 森林整備入札参加者登録申請書

森林整備に係る入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、この森林整備入札参加者登録申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

三重県知事 あて

【1】郵便番号 \_\_\_\_\_

【2】所在地 \_\_\_\_\_

【3】商号又は名称 \_\_\_\_\_

【4】代表者名 役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【5】担当者名 \_\_\_\_\_

【6】電話番号 \_\_\_\_\_

【7】FAX番号 \_\_\_\_\_

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 163 号）第 167 条の 4 の  
該当の有無

1 有（具体的な内容は次のとおり） （ _____ ）	2 無
--------------------------------	-----

2 専門技術者の氏名及び資格

2-1 林業技士（経営部門）

資格者氏名	登録（更新）年月日	添付書類
		林業技士（経営部門）の認定書の写し （注：5年ごとに登録更新が必要な資格）  雇用を証する書類※

2-2 間伐技術指導員

資格者氏名	認定年月日	添付書類
		間伐技術指導員研修の修了認定証の写し （注：65歳が定年の資格）  雇用を証する書類※

### 2-3 林業作業士

資格者氏名	登録（延長）年月日	添付書類
		林業作業士認定証の写し 雇用を証する書類※

### 2-4 FW等

資格者氏名	登録（延長）年月日	添付書類
		研修修了者名簿登録証の写し (注: 5年ごとに期限延長が必要な資格) 雇用を証する書類※

※ 雇用を証する書類の例：

事業所名の記載されている健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等。ただし、保険証等で確認できない場合は任意の雇用証明書とすることができる。





4 その他添付書類

4-1 改善計画の認定書の写し

1 有（改善計画の期間：令和 年 月 日まで）	2 無
-------------------------	-----

4-2 申請前1カ年における県税について、滞納及び未納のないことを証する納税証明書

1 有	2 無
-----	-----

4-3 消費税及び地方消費税について、滞納及び未納のないことを証する納税証明書

1 有	2 無
-----	-----

4-4 登記簿謄本及び印鑑証明書、又は市町村長が発行する身分証明書及び印鑑証明書

（三重県電子調達システム（物件等）事業者登録番号の記載に代えることができる）

1 有	2 無
三重県電子調達システム（物件等）事業者登録番号 （ _____ ）	

## 経営事項審査申請書

森林整備入札参加者登録要領第7及び第8の規定に基づき、必要書類を添えて経営事項審査の申請をします。

なお、この経営事項審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

三重県知事 あて

【1】郵便番号 \_\_\_\_\_

【2】所在地 \_\_\_\_\_

【3】商号又は名称 \_\_\_\_\_

【4】代表者名 役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【5】担当者名 \_\_\_\_\_

【6】電話番号 \_\_\_\_\_

【7】FAX番号 \_\_\_\_\_

経営事項審査の申請にあたり、森林整備入札参加者登録申請書記載内容の変更の有無について報告します。

所在地、商号又は名称、代表者名

1 変更あり                      2 変更なし

地方自治法施行令第167条の4の該当の有無

1 変更あり                      2 変更なし

専門技術者の氏名及び資格<sup>※1</sup>

林業技士（経営部門）

1 変更あり                      2 変更なし

間伐技術指導員

1 変更あり                      2 変更なし

林業技士

1 変更あり                      2 変更なし

FW等（フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー）

1 変更あり                      2 変更なし

通年雇用の作業員一覧表<sup>※1</sup>

1 変更あり                      2 変更なし

※1 「1 変更あり」の場合、変更後の一覧表と変更した内容を証する書類を添付してください。（例：通年雇用の作業員に変更が生じた場合は、「3 通年雇用の作業員一覧表」を添付する。また、変更増の場合は、追加した作業員の雇用を証する書類及び退職金共済加入状況のわかる書類を添付する。（変更減の場合は不要。））





### 3 その他添付書類

#### 3-1 直近年度の決算関係証明書類の写し

(法人:貸借対照表及び損益計算書などの写し、個人:所得税の確定申告書の写し)

1 有

2 無

#### 3-2 3月31日までに完了した森林整備（森林施業に限る）の施工実績が分かる書類の写し

(完成認定書、森林整備の内容が確認できる明細表などの写し)

1 有

2 無

#### 3-3 改善計画の認定書の写し<sup>※6</sup>

(改善計画の変更などにより、新たに認定書を交付された者)

1 有 (改善計画の期間: 令和 年 月 日まで)

2 無 (提出済みの書類に変更はない)

#### 3-4 専門技術者（林業技士(経営部門)、間伐技術指導員、林業作業士、FW等)の認定証等の写し<sup>※7</sup>

(有効期限の延長などにより、新たに登録証等を交付された者)

1 有

2 無 (提出済み書類に変更はない)

※6 入札参加者登録を申請した際の、改善計画の期間を確認してください。改善計画の期間を延長していたり、新たに改善計画を作成していたりするなど、新たに改善計画の認定書を交付されている場合は、最新の認定書の写しを添付してください。

※7 雇用している専門技術者や作業員に変更があった場合は、別途「森林整備入札参加者登録申請書」の一覧表と必要書類を提出してください。